

届出が必要な行為  
(都市計画法  
第58条の2)

- ① 土地の区画形質の変更
- ② 建築物の建築（新築・増築・改築・移転）
- ③ 広告・看板・塀などの工作物の設置
- ④ 建築物の用途の変更
- ⑤ 建築物の形態・意匠の変更
- ⑥ 保全すべき樹林地等が定められている区域内の木竹の伐採
- ⑦ その他、地区整備計画に定められている事項に該当する場合

変更届が必要な行為

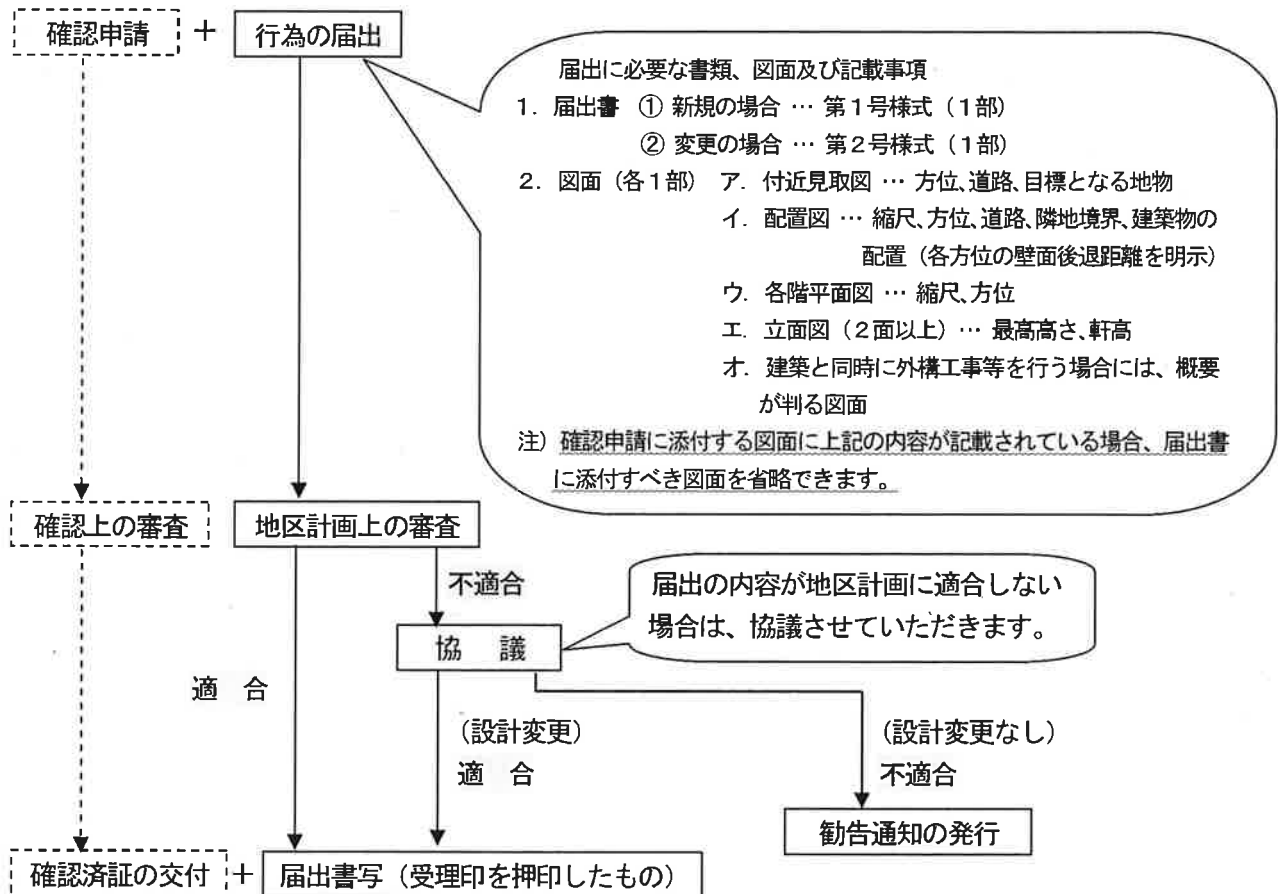
- 行為の設計又は施工方法の変更  
(建物の建築・増改築の途中や工作物の設置の途中において、建物や工作物の敷地面積や建築面積、延床面積、配置、高さの変更などが生じた場合)

届出が必要な時期

- 建築確認申請を行う場合（例：建築物の建築等）⇒ 確認申請時
- 建築確認申請を行わない場合（例：外構工事のみの場合）⇒ 工事着手前
- 変更届を行う場合 ⇒ 設計変更承認申請時

地区計画区域内の手続の流れ

- 確認申請を行う場合【確認申請と同時に、建築住宅課建築係への届出が必要となります。】



- 確認申請を行わない場合【工事着手前までに建築住宅課建築係への届出が必要となります。】  
上記の手続の流れのうち、点線部分が省略されます。

「届出についての問い合わせ先」 建設水道部 建築住宅課 建築係 内線322